

公益財団法人 日本フィランソロピック財団 「日本の美しい手技基金」応募にあたっての留意点

「日本の美しい手技基金」は、日本の二千年の歴史と文化に裏打ちされた、伝統的工芸品における技術の継承を目的に設立されました。

産地組合向けの「日本の美しい手技基金～後継者育成事業助成～」

職人個人向けの「日本の美しい手技基金～修業支援金～」

の2つに分けて実施されます。

	後継者育成事業助成	修業支援金
助成対象	伝統的工芸品の産地組合	伝統的工芸品を職人のもとで学び始める、もしくは学び始めてから3年以内の個人
対象事業	伝統的工芸品の制作に必要な原材料・道具も含む、3年間にわたる技術継承を促進する後継者育成事業	(個人が対象のため、なし)
助成年数	3年間	1年間 ※合計3回まで採択可能
助成金額	上限80万円/年	60万円/年
採択数	5団体(予定)	5名(予定)
結果通知	2025年5月中旬	

※詳細はそれぞれの募集要項をご確認ください

<よくあるご質問>

応募方法について

Q1：同じ年度中に、1つの産地組合から事業助成と修行支援金の両方へ応募できますか？

A：両方へ応募可能です。ただし、できるだけたくさんの産地組合への支援を行うため、選考段階でどちらか一方のみの採択になる可能性があります。

事業助成の対象について

Q2：傘の留め具など、伝統的工芸品の制作に必要な材料の後継者育成事業も対象になりますか？

A：事業の実施主体が産地組合であれば、材料や用具の後継者育成事業も対象となります。産地組合内にて、実施する後継者育成事業の内容をご検討の上、ご応募ください。

Q3：いつも使っている県の施設である作業所のエアコンを買いたいのですが、対象になりますか？

A：応募する産地組合が所有する施設以外は対象となりません。

Q4：産地組合が保有する共同作業所などの施設が古いので、リフォームしたいのですが、対象になりますか？

A：施設のリフォームは固定資産の増加にあたるため、対象外です。ただし、施設に設置するエアコンや椅子等の購入・修理は対象となります。

応募資格について

Q4：現在修業を受けている個人です。応募時点では修業を開始して3年以内なのですが、対象期間中に4年目になる場合も応募可能でしょうか？

A：修業支援金・後継者育成事業助成ともに、初回の応募時点で修業を開始して3年以内であれば応募可能です。途中で4年目を超える場合は、修業支援金への連続応募はできません。

その他のお問い合わせは、当財団の代表メールアドレスへお送りください。

宛先：info@np-foundation.or.jp

件名： 「日本の美しい手技基金～後継者育成事業～」または「日本の美しい手技基金～修業支援金～」

メールには、団体名、担当者名、担当者の電話番号を必ず記載ください。

ご回答には数日いただく場合があるため、時間に余裕をもってお問い合わせください。

問い合わせ受付期間： 2024年12月20日（金）午前9:00まで

以上